

賃 金 規 程

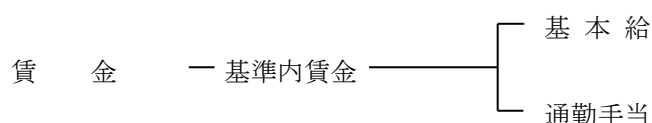
第 1 章 総 則

第 1 条 (適 用 範 囲)

1. この規程は、特定非営利活動法人 箱崎自由学舎 ESPERANZA 就業規則第 41 条に基づき、教職員の賃金及び賞与について定めたものである。ただし、非常勤講師等就業形態が特殊な者については、原則としてその者と締結した雇用契約による。
2. この規程に定める事項のほか、教職員の賃金に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

第 2 条 (賃 金 の 構 成)

賃金の構成は以下のとおりとする。



第 3 条 (賃金計算期間及び支払日)

1. 賃金は、前月 26 日から起算し、当月 25 日を締め切りとした期間（以下、「賃金計算期間」という。）について計算し、当月 25 日に支払う。ただし、当該支払日が休日または銀行の休業日に当たる場合はその翌日に支払うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当するときは教職員（第 1 号については、その遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。
 - ① 教職員が死亡したとき
 - ② 教職員が退職し、又は解雇されたとき
 - ③ 教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を被り、又は教職員の収入によって生計を維持している者が死亡したため臨時に費用を必要とするとき
 - ④ 教職員又はその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって 1 週間以上帰郷するとき
 - ⑤ 前各号のほか、やむを得ない事情があると学舎が認めたとき

第 4 条 (賃金の支払方法)

1. 賃金は通貨で直接教職員にその全額を支払う。
2. 前項の規定にかかわらず、教職員の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給する。また、以下の各号に掲げるものについては賃金を支払うときに控除する。
 - ① 源泉所得税
 - ② 住民税（市町村民税及び都道府県民税）
 - ③ 学舎の貸付金の当月返済分（本人の申し出による）
 - ④ その他必要と認められるもので教職員代表と協定したもの

第5条（遅刻、早退又は欠勤の賃金控除）

1. 遅刻、早退又は欠勤により、所定労働時間の全部又は一部を休業した場合は、以下の計算式によりその休業した時間に応じる賃金は支給しない。ただし、この規程又は就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

$$\frac{\text{基本給} + \text{通勤手当}}{\text{1月平均所定労働時間（1月平均所定労働日）}} \times \text{時間数（欠勤日数）}$$

2. 前項の場合、休業した時間の計算は賃金計算期間の末日において合計し、30分未満は切り捨てるものとする。
3. 一賃金計算期間における賃金の総額に10円未満の端数が生じた場合は、これを10円に切り上げるものとする。

第6条（中途入舎又は中途退職の賃金計算）

1. 賃金計算期間の中途に入舎又は退職した者に対する当該計算期間における賃金は、以下の計算式により日割りで支給するものとする。なお、10円未満の端数の取り扱いについては前条第3項の規定を準用する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{通勤手当}}{\text{1月平均所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$$

2. 死亡の場合には、その月の賃金は全額支給する。

第7条（休職期間中の賃金）

原則として、就業規則に規定する休職期間中は賃金を支給しない。ただし、学舎が特に必要と認めた場合は基本給の2分の1を限度として支給することがある。

第8条（臨時休業中の賃金）

学舎の都合により教職員を臨時に休業させる場合には、休業1日につき平均賃金の100分の60に相当する休業手当を支給する。

第2章 基準内賃金

第9条（基本給）

基本給は、日給月給制とする。

第10条（基本給の決定）

基本給は、教職員の学歴、能力、経験、技能及び職務内容などを総合的に勘案して各人ごとに決定する。

第11条（昇給）

1. 昇給は基本給を対象に毎年3月に教職員各人の勤務成績を査定して決定し、翌月から支給する。ただし、学舎の業績によっては、昇給の額を縮小し、又は見送ることがある。
2. 以下の各号の一に該当する者については昇給を保留することがある。
 - ① 昇給算定期間中の欠勤日数60日を超える者
 - ② 就業規則第28条により制裁処分を受けた者
 - ③ 著しく技能が低い者又は勤務成績ならびに素行不良の者
 - ④ 勤続6ヶ月未満の者
3. 学舎は必要に応じ臨時昇給をすることがある。

第12条（通勤手当）

通勤手当は以下の区分により支給する。ただし、非課税限度額を上回る場合は上回った分については課税通勤費として支給する。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ① 公共交通機関を利用する者 | 実費相当額 |
| ② 自家用車で通勤することを承認した者 | 往復通勤キロ数×25日×単価（10円） |

第3章 賞 与

第13条（期末手当、勤勉手当）

期末手当及び勤勉手当は、教職員各人の勤務成績を査定して理事長が決定し、支給する。ただし、学舎の業績によっては、手当の額を縮小し、又は見送ることがある。

前項の賞与の額は、会社の業績及び従業員の勤務成績などを考慮して各人ごとに決定する。

支給月	支給対象期間
7月	前年9月1日～当年2月末日
12月	当年3月1日～当年8月末日

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。